～八代亜紀さんありがとう～第 57 回八代くま川祭り　大人みこし　実施要項

1. 日　時　　令和6年8月3日(土)15：00までに準備を完了させておくこと。

2. 場　所　　お祭りでんでん館　こいこい通り側進入口⇒駐車場

3. 抽選会・説明会　【日時】7月9日(火)19：00
　　【会場】八代市役所　302号会議室

4. その他　　(1)進行は、スタッフの指示に従うこと。

(2)みこし等の運搬代として、30,000円を補助する。

(3)服装は極力、団体ごとに統一する。

(4)祭り当日は、フォトコンテストの撮影が行われます。
フォトコンテスト作品は、八代くま川祭り振興会の所有となります。チラシやポスター等で使用する場合がありますので、ご了承ください。

(5)小雨決行とし、荒天の場合は中止となります。中止の場合の連絡は、各団体の責任者に連絡するとともに、くま川祭りホームページでも周知します。

(6)演舞において、観覧客に菓子や餅をふるまうことが可能である。
菓子や餅代として、上限10，000円の助成を行う。

～八代亜紀さんありがとう～第 57 回八代くま川祭り大人みこし参加申込書
兼みこし運搬費補助金交付申請書

申込期限　6月　28日(金)

団　体　名	
参　加　人　数	大人　　名 ・ みこし数　　基
代 表 者 名	
担 当 者 名	
みこし運搬費 ※補助額は一律30，000円です。	□補助を希望する　　□補助を希望しない
住　　所	〒　－ 電話(　　)　－
勤　務　先	〒　－ 電話(　　)　－

大人みこし紹介原稿

※注意事項　　1. 横書きで記入してください。
2. 原稿は司会者による当日のアナウンス原稿になります。
3. 時間の都合により、一部省略することがあります。

【提出先】 八代くま川祭り振興会事務局(八代市役所観光振興課内)
TEL33－4132　FAX33－4516(FAX での申込可)
インターネットからの申し込みは下記よりお願いします。
https://logoform.jp/form/zis6/274447

大人みこし運搬費補助金交付要項

（趣旨）

第1条　この要項は、八代くま川祭り大人みこしに参加する団体について八代くま川祭り振興会がその経費の一部を助成する大人みこし運搬費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第2条　補助対象者は、八代くま川祭り大人みこしに参加する団体のうち、会場までみこしを運搬する必要のある団体とする。

（対象経費）

第3条　対象経費は、補助年度の大人みこし参加に伴うみこし運搬に要した費用に限る。

（補助金額）

第4条　補助金額は、1団体3万円とする。

（交付申請）

第5条　補助金の交付申請をしようとする者は、大人みこし運搬費補助金交付申請書を大人みこし参加申し込みの締め切り日までに会長に提出しなければならない。

（補助金の請求）

第6条　大人みこし団体は、八代くま川祭りの出演が完了したときは、大人みこし運搬費交付請求書を、速やかに会長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第7条　会長は、申請書及び請求書を受理しこれを適当と認めたときは、速やかに補助金交付を決定し、交付するものとする。

（決定の取消）

第8条　会長は、団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)不正の手段により補助金を受けたとき。

(2)補助金を他の用途に使用したとき。

(3)補助金交付の条件に違反したとき。

（補助金の返還）

第9条　会長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（委任）

第10条　この要項に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

（施行期日）

この要項は、令和5年5月1日から施行する。

令和　　年　　月　　日

八代くま川祭り振興会
　会　長　中村　博生　様

団　体　名
代表者住所
代表者氏名　　印
電　　話

大人みこし運搬費補助金交付請求書

大人みこし運搬費補助金交付要項第6条の規定に従い、大人みこし運搬費補助金を請求します。

一金　　円

大人みこし団体ふるまい助成金交付要項

（趣旨）

第1条　この要項は、八代くま川祭り大人みこしに参加する団体のうち、ふるまいを行う団体について八代くま川祭り振興会がその経費の一部を助成する大人みこし団体ふるまい助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（助成対象者）

第2条　補助対象者は、八代くま川祭り大人みこしに参加する以下の各号の条件を満たす団体とする。

１　大人みこし演舞時に餅・菓子のふるまいを行う団体

（対象経費）

第3条　対象経費は、補助年度の大人みこし演舞時のふるまいに要した餅・菓子代に限る。

（助成金額）

第4条　助成金額は、1団体に1万円を限度とする。

（交付申請）

第5条　助成金の交付申請をしようとする者は、大人みこし団体ふるまい助成金交付申請書に名簿を添えて、大人みこし参加申し込みの締切日までに会長に提出しなければならない。

（助成金の請求）

第6条　団体は、餅・菓子の購入が完了したときは、大人みこし団体ふるまい助成金交付請求書に使途明細の明らかな餅・菓子代領収書の写しと餅・菓子の写真を添えて、速やかに会長に提出しなければならない。

（助成金の交付）

第7条　会長は、申請書及び請求書を受理しこれを適当と認めたときは、速やかに助成金交付を決定し、交付するものとする。

（決定の取消）

第8条　会長は、団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）不正の手段により助成金を受けたとき。

（2）助成金を他の用途に使用したとき。

（3）助成金交付の条件に違反したとき。

（助成金の返還）

第9条　会長は、助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（委任）

第10条　この要項に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

（施行期日）

この要項は、令和5年5月1日から施行する。

令和　　年　　月　　日

八代くま川祭り振興会
　会 長 中村 博生 様

団　体　名
代表者住所
代表者氏名　　印
電　　話

大人みこし団体ふるまい助成金交付申請書

大人みこし団体ふるまい助成金交付要項第6条の規定に従い、八代くま川祭り大人みこし団体ふるまい助成金を申請します。

記

1. 参加団体名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2. 団体総人数　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿人＿

3. 補 助 金 額　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円＿

4. 購入見込額　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円＿

※「大人みこし団体ふるまい助成金交付要項」第8条の要件に該当する場合は、補助金の交付決定の取消をし、補助金の全部又は一部の返還を命じます。

令和　　年　　月　　日

八代くま川祭り振興会
　会　長　中村　博生　様

団　体　名
代表者住所
代表者氏名　　印
電　　話

大人みこし団体ふるまい助成金交付請求書

大人みこし団体ふるまい助成金交付要項第 5 条の規定に従い、大人みこし団体ふるまい助成金を請求します。

一金　　円

領 収 書

八代くま川祭り振興会
　会 長 中村 博生 様

一金　　円

ただし、大人みこし団体ふるまい助成金として

令和　 年　 月　 日

団 体 名
代表者住所
代表者氏名　　印
電　　話

領 収 証

八代くま川祭り振興会

会長 中 村 博 生 様

一金30，000円

但し、大人みこし運搬料として

上記正に領収いたしました

令和6年　　月　　日

団体名

住 所

氏 名